

(第一類 第七号)

衆議院

厚生労働委員会 議 録 第 三 号

(一三二)

三月七日
坂井隆憲君委員長辭任につき、その補欠として
中山成彬君が議院において、委員長に選任され
た。

平成十五年三月十八日(火曜日)

午後三時一分開議

出席委員

委員長 中山 成彬君

理事 熊代 昭彦君 理事 長勢 甚遠君

理事 野田 聖子君 理事 宮腰 光寛君

理事 鍵田 節哉君 理事 山井 和則君

理事 福島 豊君 理事 武山百合子君

理事 岡下 信子君 理事 梶山 弘志君

後藤田正純君 佐藤 勉君

田村 憲久君 竹下 亘君

棚橋 泰文君 西川 京子君

原田 義昭君 平井 卓也君

三ッ林隆志君 宮澤 洋一君

森 英介君 山本 幸三君

吉田 幸弘君 吉野 正芳君

渡辺 具能君 家西 悟君

大石 正光君 大島 敦君

加藤 公一君 五島 正規君

城島 正光君 江田 康幸君

榊屋 敬悟君 佐藤 公治君

小沢 和秋君 山口 富男君

阿部 知子君 金子 哲夫君

山谷えり子君 川田 悦子君

厚生労働大臣 坂口 力君

厚生労働副大臣 鴨下 一郎君

厚生労働副大臣 木村 義雄君

厚生労働大臣政務官 渡辺 具能君

厚生労働大臣政務官 森田 次夫君

厚生労働委員会専門員 宮武 太郎君

委員の異動

三月六日

辞任

奥谷 通君

同月七日

辞任

坂井 隆憲君

同日

辞任

奥谷 通君

同日

松島みどり君

同日

梶山 弘志君

同日

原田 義昭君

同日

奥谷 通君

同日

梶山 弘志君

同日

奥谷 通君

同日

梶山 弘志君

同日

奥谷 通君

同日

梶山 弘志君

同日

奥谷 通君

同日

梶山 弘志君

同日

奥谷 通君

同日

梶山 弘志君

同日

奥谷 通君

第一類第七号

厚生労働委員会議録第三号

平成十五年三月十八日

医療改悪実施と社会保障の改悪反対、充実に關する請願(池田元久君紹介)(第八六〇号)

同(小沢和秋君紹介)(第八六一号)

同(大森猛君紹介)(第八六二号)

同(木島日出夫君紹介)(第八六三三三)

同(児玉健次君紹介)(第八六四四号)

同(塩川鉄也君紹介)(第八六五五号)

同(瀬古由起子君紹介)(第八六六六号)

同(田中慶秋君紹介)(第八六七七号)

同(東門美津子君紹介)(第八六八八号)

同(中林よし子君紹介)(第八六九九号)

同(春名真章君紹介)(第八七〇号)

同(不破哲三君紹介)(第八七一七号)

同(藤木洋子君紹介)(第八七二二二)

同(松本善明君紹介)(第八七三三三)

同(松本龍君紹介)(第八七四四号)

同(赤嶺政賢君紹介)(第八七一八号)

同(小沢和秋君紹介)(第八一九九号)

同(大幡基夫君紹介)(第八二〇〇号)

同(奥田建君紹介)(第八二二二二)

同(木島日出夫君紹介)(第八二二三三)

同(北川れん子君紹介)(第八二四四号)

同(永田寿康君紹介)(第八二五五号)

同(春名真章君紹介)(第八二六六号)

同(藤木洋子君紹介)(第八二七七号)

同(大島敦君紹介)(第八二八八号)

同(近藤昭一君紹介)(第八二九九号)

同(矢島恒夫君紹介)(第八三〇〇号)

同(矢島恒夫君紹介)(第八三〇〇号)

同(矢島恒夫君紹介)(第八三〇〇号)

同(佐藤剛男君紹介)(第八三七六号)

同(河村建夫君紹介)(第八三二九号)

同(塩崎恭久君紹介)(第八三三〇号)

同(吉田六左エ門君紹介)(第八三三二一)

同(井上義久君紹介)(第八三三七七)

同(井上義久君紹介)(第八三三七七)

同(井上義久君紹介)(第八三三七七)

同(島聡君紹介)(第八七八八号)

同(高木義明君紹介)(第八七九号)

同(玉置一弥君紹介)(第八八〇号)

同(中津川博郷君紹介)(第八八一八号)

同(橋崎欣弥君紹介)(第八八二二二)

同(松本剛明君紹介)(第八八三三三)

同(石井一君紹介)(第八八三六六)

同(植田至紀君紹介)(第八八三七七)

同(小沢和秋君紹介)(第八八三八八)

同(大島令子君紹介)(第八八三九九)

同(木島日出夫君紹介)(第八八四〇〇)

同(今野東君紹介)(第八八四一四)

同(中津川博郷君紹介)(第八八四二二)

同(山内功君紹介)(第八八四三三)

同(山田敏雅君紹介)(第八八四四四)

同(重野安正君紹介)(第八八四二二)

同(山内功君紹介)(第八八四三三)

同(野田佳彦君紹介)(第八八四九九)

同(矢島恒夫君紹介)(第八八五〇〇)

同(山内功君紹介)(第八八五〇一)

同(山内功君紹介)(第八八五〇一)

同(北川れん子君紹介)(第八八五四四)

同(北川れん子君紹介)(第八八五四四)

同(北川れん子君紹介)(第八八五四四)

同(北川れん子君紹介)(第八八五四四)

同(吉井英勝君紹介)(第八八九六六)

同(吉井英勝君紹介)(第八八九六六)

同(吉井英勝君紹介)(第八八九六六)

同(大幡基夫君紹介)(第八八九八八)

同(木島日出夫君紹介)(第八八九九九)

同(児玉健次君紹介)(第八九〇〇〇)

同(穀田恵二君紹介)(第八九〇〇一)

同(佐々木憲昭君紹介)(第八九〇二二)

同(志位和夫君紹介)(第八九〇三三)

同(塩川鉄也君紹介)(第八九〇四四)

同(中林よし子君紹介)(第八九〇五五)

同(春名真章君紹介)(第八九〇六六)

同(不破哲三君紹介)(第八九〇七七)

同(松本善明君紹介)(第八九〇八八)

同(吉井英勝君紹介)(第八九〇九九)

同(大島敦君紹介)(第八八八八号)

同(大島敦君紹介)(第八八八八号)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

同(山口富男君紹介)(第八九二八八)

(第二二二号)

三月六日

医療費三割自己負担の実施延期に関する意見書(北海道議会)(第三七三七七号)

医療費三割自己負担の実施凍結に関する意見書(福岡県三潴町議会)(第三七三三八号)

介護保険制度の改革に関する意見書(香川県引田町議会)(第三七三三九号)

基礎年金の国庫負担割合を三分の一から二分の一へと早急に引き上げを求めることに関する意見書(北海道登別市議会)(第三七四〇〇号)

季節労働者等の雇用と生活安定に関する意見書(北海道登別市議会)(第三七四一四号)

健保本人三割等患者負担増の凍結に関する意見書(静岡県榛原町議会)(第三七四二二二)

子どもたちの健やかな成長のために総合的な子育て支援策に関する意見書(北海道登別市議会)(第三七四三三三)

子どもたちの健やかな成長のために総合的な子育て支援策に関する意見書(鳥取市議会)(第三七四四四四)

子どもたちの健やかな成長のために総合的な子育て支援策に関する意見書(福岡県桂川町議会)(第三七四五五五)

児童扶養手当改悪案(母子寡婦福祉法等改悪法案)の廃案に関する意見書(北海道登別市議会)(第三七四六六六)

障害者支援制度の改善に関する意見書(北海道登別市議会)(第三七四七七七)

児童扶養手当の削減反対に関する意見書(東京都武蔵村山市議会)(第三七四七八八)

食品衛生法の改正、食品安全行政の抜本的強化に関する意見書(東京都武蔵村山市議会)(第三七四八九九)

地域雇用対策の強化・改善に関する意見書(鳥取市議会)(第三七五〇〇〇)

乳幼児医療費助成制度を国として創設することに関する意見書(東京都武蔵村山市議会)(第三七五〇一一)

同月十三日

医療費三割負担実施の延期に関する意見書(北海道旭川市議会)(第三八二八号)
医療費三割自己負担の実施延期に関する意見書(北海道帯広市議会)(第三八二九号)
医療費三割自己負担の実施延期に関する意見書(北海道中標津町議会)(第三八三〇号)
医療制度改革の再考に関する意見書(宮城県議会)(第三八三一号)
遺伝子組み換えイネを食品・飼料として承認しないよう求めることに関する意見書(埼玉県行田市議会)(第三八三二号)
医療費三割自己負担の実施延期に関する意見書(新潟県議会)(第三八三三号)
医療費三割自己負担の実施延期に関する意見書(京都府八幡市議会)(第三八三四号)
医療費三割自己負担の実施延期に関する意見書(鹿児島県議会)(第三八三五号)
医療費三割自己負担の実施延期に関する意見書(沖縄県議会)(第三八三六号)
基礎年金国庫負担の引き上げに関する意見書(静岡県議会)(第三八三七号)
基礎年金の国庫負担割合を早急に引き上げることに関する意見書(静岡県裾野市議会)(第三八三八号)
健康保険三割自己負担の実施凍結に関する意見書(茨城県古河市議会)(第三八三九号)
健康本人三割負担等の四月実施の凍結に関する意見書(山口県新南陽市議会)(第三八四〇号)
健康保険三割自己負担の実施凍結に関する意見書(三重県議会)(第三八四一号)
障害者差別禁止法(仮称)の早期制定に関する意見書(茨城県古河市議会)(第三八四二号)
年金制度改善に関する意見書(静岡県清水市議会)(第三八四三号)
パート労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備に関する意見書(静岡県議会)(第三八四四号)
被用者医療費自己負担三割化凍結に関する意見

書(宮城県迫町議会)(第三八四五号)
被用者保険三割自己負担の実施凍結に関する意見書(徳島県議会)(第三八四六号)
三島社会保険病院の存続と充実に関する意見書(静岡県裾野市議会)(第三八四七号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案(内閣提出第二五号)

○中山委員長 これより会議を開きます。

この際、一言あいさつを申し上げます。
このたび、厚生労働委員長に就任いたしました中山成彬でございます。

現在、我が国の雇用失業情勢は、いまだ抜け出せない経済の低迷に伴い、大変厳しい状況が続いております。特に労働問題は、働き方の多様化等とあわせて、一刻の猶予も許されない、現代社会に与えられた重要な課題となっております。

また、急速に進展する少子高齢化対策、医療、年金等社会保障制度の抜本的な改革が急務であります。

このような国民の生活に密着した重要な課題が山積する中、当委員会に向けられた国民の期待は極めて大きいものがあり、委員長の重責を担うに当たり、改めて責任の重大さを痛感いたしております。

ここに委員各位の御指導と御協力をいただき、公平かつ円満な委員会運営に努めてまいりたいと存じます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○中山委員長 本日付託となりました内閣提出、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案及び平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案の両案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。坂口厚生労働大臣。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案
平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案
(本号末尾に掲載)

○坂口国務大臣 ただいま議題となりました戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案及び平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について申し上げます。

戦没者等の妻及び父母等に対しては、これまで特別給付金として国債を継続して支給してきたところがありますが、これが最終償還を終えるため、今回、これらの方々に改め特別給付金を支給することとし、関係の法律を改正しようとするものであります。

以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正であります。これは、国債の最終償還を終えた戦没者等の妻に対し、特別給付金として、二百万円、十年償還の無利子の国債を改めて支給すること等の措置を講ずるものであります。

第二は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正であります。これは、国債の最終償還を終えた戦没者の父母等に対し、特別給付金として、二百万円、十年償還の無利子の国債を改めて支給すること等の措置を講ずるものであります。

給法の一部改正であります。これは、国債の最終償還を終えた戦没者の父母等に対し、特別給付金として、百万円、五年償還の無利子の国債を改めて支給すること等の措置を講ずるものであります。

次に、平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案について申し上げます。

公的年金制度及び各種手当制度につきまして、国民年金法等の定めるところにより、毎年の消費者物価指数の変動に応じた物価スライドを実施することとなり、平成十五年度においては、平成十四年の年平均の全国消費者物価指数が、平成十年に比べ二・六%の下落となったことから、国民年金法等の規定に基づくと、これに応じた減額改定を行うこととなります。

近年の物価の下落に對しましては、平成十二年度から十四年度までの過去三カ年においては、社会経済情勢にかんがみ、公的年金等の額を据え置く特例措置を講じてまいりましたが、他方で保険料を負担する現役世代の賃金の低下傾向が明確になつてきたことなどを総合的に勘案し、平成十五年度における特例措置として、平成十三年の年平均の消費者物価指数に対する平成十四年の比率であるマイナス〇・九%を基準として公的年金等の額を改定することとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして、御説明申し上げます。

平成十五年度において、特例として、国民年金、厚生年金、児童扶養手当等について、平成十三年の年平均の消費者物価指数に対する平成十四年の比率を基準として額の改定を行うこととしております。すなわち、次期財政再計算において、特例措置を講じたことによる財政影響を考慮して、給付額や物価スライド規定のあり方等について検討することとしております。

なお、この法律の施行期日は、平成十五年四月一日としております。ただし、児童扶養手当につ

きましては、平成十五年十月分から額の改定を行うこととし、それまでの間は額を据え置くこととしております。

以上が、両法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

○中山委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、明十九日水曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時七分散會

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第一条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有するものには、特別給付金を支給する。

第四条第一項中「百八十万円」の下に、「同条第五項の特別給付金にあつては二百万円」を加える。

附則第二項中「第四項」を「第五項」に改める。附則第三十七項中(平成八年法律第十五号)

を「平成八年法律第十五号。附則第四十五項において「平成八年法律第十五号」という。」に改める。

附則第四十二項を附則第五十項とし、附則第四十一項の次に次の八項を加える。

42 平成五年四月一日以後に死亡した者(昭和十二年七月七日以前の負傷又は疾病により死亡した者を除く)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)であつたことにより、平成十五年四月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者を除く)は、第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

43 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、平成十五年十一月一日とする。

44 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより平成五年四月一日以後に死亡した者の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)であつたことにより、平成十五年四月一日において第二条第一号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有する者(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者を除く)は、第三条第二項に規定する者とみなす。

45 平成五年四月一日から平成八年九月三十日までの間に死亡した平成八年法律第十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事

情にあつた者を含むものとし、同法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る)であつたことにより、平成十五年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同項に規定する者とみなす。

46 平成五年四月一日から平成八年九月三十日までの間に死亡した平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、同法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者(昭和六十二年法律第五十三号附則第三条第二項各号のいずれかに該当する者を除く)に限る)であつたことにより、平成十五年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同項に規定する者とみなす。

47 平成五年四月一日から平成八年九月三十日までの間に死亡した昭和五十九年法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、昭和六十一年法律第五十三号附則第三条第三項の規定により平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る)であつたことにより、平成十五年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

48 平成五年四月一日から平成八年九月三十日までの間に死亡した昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、同法第三条第一項及び第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る)であつたことにより、平成十五年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

49 平成五年四月一日から平成八年九月三十日までの間に死亡した昭和五十一年法律第二十二号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、昭和六十一年法律第五十三号附則第三条第四項の規定により平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る)であつたことにより、平成十五年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第四項に規定する者とみなす。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)

第二条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

11 前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける権利を

取得した日から五年を経過した日において第五項各号のいずれかに該当し、かつ、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日の前日までの間にその者と氏を同じくする子又は孫を有するに至らなかつたものには、特別給付金を支給する。

第五項第一項中「同条第十項」の下に「又は第十一項」を加える。

附則第二項中「第十項」を「第十一項」に改める。

附則第五十二項を附則第五十九項とし、附則第五十一項の次に次の七項を加える。

52 平成五年四月一日以後に死亡した者昭和十二年七月七日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。の父母又は祖父母であつたことにより、平成十五年四月一日において第三項第五項各号のいずれかに該当する者は、第二項第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

53 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二項第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び第二項の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのはそれぞれ「平成十五年九月三十日」と、第三項第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは「平成十五年十月一日」とする。

54 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより平成五年四月一日以後に死亡した者の父母又は祖父母であつたことにより、平成十五年四月一日において第二項第一項第一号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有する者（同日において同条第三項各号のいずれかに該当する者を含む。）であつて、当該死亡した者の死亡の後同年九月三十日までの間にその者と氏を同じくする第三項第五項に規定する子又は孫を有するに至らなかつたもの（以下この項において「父母等」という。）は、

第三項第五項に規定する者とみなす。ただし、当該死亡した者の死亡の当時その死亡した者以外に子又は孫当該死亡した者の死亡の当時その死亡した者以外に子も孫もいなかった父母等が同年十月一日においてない場合にあつては、父母等と氏を同じくする子又は孫とする。がいた父母等については、この限りでない。

55 前項の場合には、第三項第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは、「平成十五年十月一日」と読み替えるものとする。

56 平成五年四月一日以後に死亡した者（昭和十二年七月七日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。）の父母又は祖父母であつたことにより、平成十五年四月一日において第三項第五項各号のいずれかに該当し、かつ、当該死亡した者の除籍時から同年九月三十日までの間にその者と氏を同じくする第三項第五項に規定する子又は孫を有するに至らなかつた者（以下この項において「父母等」という。）であつて、当該死亡した者の除籍時に氏を同じくする子も孫もいなかったもの（当該死亡した者の除籍時に子も孫もいなかった他の父母等が同年十月一日においている場合にあっては、当該死亡した者の除籍時に子も孫もいなかったものに限る。）は、第二項第一項に規定する戦没者の父母等とみなす。ただし、その者が他の事由により特別給付金を受ける権利を取得した場合及び当該死亡した者の死亡に関し他に特別給付金を受ける権利を有することとなる者がある場合は、この限りでない。

57 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第三項第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは、「平成十五年十月一日」とする。

58 附則第五十二項、第五十三項及び前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五項第二項に規定する国債の発行の日は、平成十五年十月一日とする。

附則

この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第一条中戦没者等の妻に対する特別給付金支給法附則第三十七項の改正規定及び同法附則第四十二項を同法附則第五十項とし、同法附則第四十一項の次に八項を加える改正規定並びに第二条中戦没者の父母等に対する特別給付金支給法附則第五十二項を同法附則第五十九項とし、同法附則第五十一項の次に七項を加える改正規定は、同年十月一日から施行する。

理由

戦没者の妻及び父母等の置かれてある特別の事情にかんがみ、これらの者に改めて特別給付金を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案

平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律

1 平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）にかかわらず、平成十三年の年平均の物価指数（総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する平成十四年の年平均の物価指数の比率を基準として改定する。

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による年金たる給付（付加年金を除く。）の額	国民年金法第十六条の二
国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二條第一項に規定する年金たる給付の額	昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二條第三項において準用する国民年金法第十六条の二
厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金たる保険給付の額	厚生年金保険法第三十四条
昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八條第一項に規定する年金たる保険給付の額	昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八條第三項において準用する厚生年金保険法第三十四條
昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七條第四項に規定する年金たる保険給付の額	昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七條第四項において準用する厚生年金保険法第三十四條
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年厚生農林統合法」という。）附則第十六條第一項及び第二項に規定する年金である給付の額	平成十三年厚生農林統合法附則第十六條第十一項において準用する厚生年金保険法第三十四條

平成十三年厚生農林統合法附則第四十五條第一項に規定する特例障害農林年金の額	平成十三年厚生農林統合法附則第四十五條第三項において準用する厚生年金保険法第三十四條
平成十三年厚生農林統合法附則第四十六條第一項に規定する特例遺族農林年金の額	平成十三年厚生農林統合法附則第四十六條第三項において準用する厚生年金保険法第三十四條
児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の額	児童扶養手当法第五條の二
特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十一年法律第三十四号)による特別児童扶養手当の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六條において準用する児童扶養手当法第五條の二
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六條において準用する同法第十六條において準用する児童扶養手当法第五條の二
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六條の五において準用する同法第十六條において準用する児童扶養手当法第五條の二
昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七條第一項の規定による福祉手当の額	昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七條第二項において準用する児童扶養手当法第五條の二
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十九條
国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)による年金である給付の額	国家公務員共済組合法第七十二條の二
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。附則第五十條第一項に規定する旧共済法による年金の額	昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十條第一項及び第二項
地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)による年金である給付の額	地方公務員等共済組合法第七十四條の二
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法附則第九十五條	昭和六十年地方公務員共済改正法附則第九十五條

法」という。附則第九十五條第一項に規定する旧共済法による年金である給付の額

私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による年金である給付の額

私立学校教職員共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第七十二條の二

私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定により昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十條第一項の規定の例によることとされる私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百六号)第一條の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金(大正十五年四月二日以後に生まれた者が受ける権利を有する通算退職年金を除く)の額

私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によるものとされた昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十條第一項及び第二項

2 前項の規定による額の改定の措置は、政令で定める。

附 則

(施行期日)
第一條 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(児童扶養手当の額に関する経過措置)

第二條 平成十五年四月から同年九月までの月分の児童扶養手当法による児童扶養手当の額については、第一項中「平成十三年の年平均の物価指数(総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ)に対する平成十四年の年平均の物価指数の比率を基準として改定する」とあるのは、「これらの規定による平成十年の年平均の物価指数(従前の総務庁において作成した全国消費者物価指数をいう)に対する平成十四年の年平均の物価指数(総務省において作成する全国消費者物価指数をいう)の比率を基準とする改定は、行わない」とする。

• 理 由
現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十五年度の国民年金、厚生年金、児童扶養手当等の額について、国民年金法等の規定にかかわらず、平成十三年の年平均の物価指数に対する平成十四年の年平均の物価指数の比率を基準として改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第三條 政府は、平成十五年以降において初めて行われる国民年金法による財政再計算(同法第八十七條第三項に規定する再計算をいう。)において、第一項の表の上欄に掲げる額に係る同表の下欄に掲げる規定による額の改定の措置を、平成十五年度においてこの法律に基づき行

わなかつたことによる財政に生ずる影響を考慮して、当該額の見直しその他の措置及び当該規定の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

平成十五年三月二十五日印刷

平成十五年三月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局